

羽幌町地域防災計画を修正しました

羽幌町防災会議（会長 羽幌町長）では、住民の生命、身体及び財産等を地震や風水害等の災害から守るため、災害対策基本法第42条の規定に基づき「羽幌町地域防災計画」を定めています。

この度、国の防災計画の見直し、道の地域防災計画や水防計画の修正及び大雨災害の検証結果などを踏まえ、より実効性があるものとするため、羽幌町地域防災計画を修正しました。

【主な修正点】

- (1) 平時からの関係機関との連携強化
- (2) 災害時の相互応援（受援）体制の整備
- (3) 被災者支援の対応力強化
- (4) 避難情報の明確化

※新しい地域防災計画は、町ホームページ、役場総務課、天売・焼尻各支所及び中央公民館でご覧いただけます。

～ いま一度、避難情報の確認を！ ～

災害が発生または発生する恐れがあり、生命や身体に危険がおよぶ可能性があるときは、その状況に応じて「避難情報」（下表参照）を発令し、町民のみなさんに避難を促します。

適切な避難行動がとれるよう、違いをあらかじめ理解しておくことが「自らの身を守る」ことにつながります。「防災のしおり」などを活用し、家族や地域で避難時の注意点を確認しておきましょう。



	区 分	状 況	取るべき行動
危険度 ↓ 高	ひなんじゅんび 避難準備・ こうれいしゃとうひなんかいし 高齢者等避難開始	人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難に時間がかかる方（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始してください。その他の方は避難準備を行い、危険だと思ったら早めに避難してください。
	ひなんかんこく 避難勧告	人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況	速やかに避難を開始してください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
	ひなんしじ 避難指示（緊急）	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	直ちにその場から避難してください。時間的に余裕がない場合は、生命を守る最低限の行動をしてください。

※必ずしもこの順番で発令するとは限りません。町からの情報にご注意ください。